

議案第 2 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成 19 年 11 月 21 日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（案）」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり承認する。

「沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（案）」に対する意見

「沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（案）」については、異議ありません。

総 人 第 1 2 3 8 号

平成19年11月16日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖 縄 県 知 事



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（案）」について貴委員会の意見を求めます。

沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（案）

平成19年11月議会（定例会）

総務部 人事課

条例案の概要の説明

部課名 総務部人事課

1 件名

沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例

2 制定の経緯及び必要性

人事院からの意見の申出を受けた国家公務員に係る対応を踏まえ、地方公共団体において職員に自己啓発及び国際貢献の機会を提供することを目的として職員の自発的な大学等の課程の履修又は国際貢献活動を可能とするための休業制度を創設することとする地方公務員法の一部を改正する法律（平成19年法律第46号）が平成19年5月16日に公布され、同年8月1日から施行された。

国及び他県の動向を踏まえ、自発的に職務を離れて大学院等で修学することや国際貢献活動への参加を通して国際協力に資することを希望する意欲ある職員に対し、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないことを認める自己啓発等休業制度を導入するに当たり、当該休業制度に関し必要な事項を定めるとともに、自己啓発等休業をする職員の給与及び定数に関する規定を整備するため、条例を制定する必要がある。

3 制定案の概要

- (1) 条例制定の趣旨について定める。（第1条）
- (2) 自己啓発等休業の承認について定める。（第2条）
- (3) 自己啓発等休業の期間について定める。（第3条）
- (4) 休業を承認することができる大学等教育施設について定める。（第4条）
- (5) 休業を承認することができる奉仕活動について定める。（第5条）
- (6) 自己啓発等休業の承認の請求について定める。（第6条）
- (7) 自己啓発等休業の期間の延長について定める。（第7条）
- (8) 自己啓発等休業の承認の取消事由について定める。（第8条）
- (9) 自己啓発等休業をしている職員の報告等について定める。（第9条）

(10) 自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における号給の調整について定める。(第10条)

(11) 自己啓発等休業をした職員の退職手当の取扱いについて定める。(第11条)

(12) この条例は、平成20年4月1日から施行する。(附則第1項)

(13) 条例の施行に伴い、関係条例の一部を改正する。(附則第2項から第7項まで)

4 根拠法令

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第12条第9項、第26条の5

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条、第31条第3項及び第41条第1項

(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項、第200条第6項

(4) 警察法(昭和29年法律第162号)第57条第2項

(5) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項

(6) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項

5 関係各課との調整状況

各任命権者、人事委員会及び財政課と調整中

6 添付資料

(1) 根拠法令等の参照条文

(2) その他参考となる資料

沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。）の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（法第26条の5第1項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業（以下「自己啓発等休業」という。）をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年とする。

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであつて同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する教育を行うと認められる課程を置く外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (4) 学校教育法第115条に規定する高等専門学校
- (5) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (6) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校
- (7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる教育施設で任命権者が認めたもの（奉仕活動）

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの（自己啓発等休業の承認の請求）

第6条 自己啓発等休業の承認の請求は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を請求することができる。

2. 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3. 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の請求に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の請求に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その請求に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の請求に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることであり、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員（以下「企業職員」という。）及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（企業職員を除く。）を除く。以下同じ。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）第7条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての沖縄県職員の退職手当に関する条例第8条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けて現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の同項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部改正）

2 沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第6号中「育児休業をする」を「育児休業をしている」に改め、同項に次の1号を加える。

（7）沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第 号）第2条の規定により承認を受けて自己啓発等休業をしてる職員

（沖縄県職員定数条例の一部改正）

3 沖縄県職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

（8）沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第 号）第2条の規定により承認を受けて自己啓発等休業をしてる職員

（沖縄県学校職員定数条例の一部改正）

4 沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(4) 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第 号）第2条の規定により承認を受けて自己啓発等休業をしてる職員

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

5 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた現業職員の給与）

第19条の2 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第 号）

第2条の規定による承認を受けた現業職員には、同条の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

6 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第20条の2の次に次の1条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第20条の3 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第 号）

第2条の規定による承認を受けた職員には、同条の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

7 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第26条の次に次の1条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第26条の2 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第 号）

第2条の規定による承認を受けた職員には、同条の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

平成 年 月 日提出

新旧対照表 (附則第4項関係)

沖繩県学校職員定数条例 (昭和47年沖繩県条例第52号) 新旧対照表	
改正案	現行
<p>(定数外の職員)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数外にあるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条第2項の規定により休職にされた職員</p> <p>(2) 沖繩県職員の分限に関する条例 (昭和47年沖繩県条例第4号) 第2条の規定により休職にされた職員</p> <p>(3) 沖繩県公益法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成13年沖繩県条例第45号) 第2条第1項の規定により派遣された職員</p> <p>(4) 沖繩県職員の自己啓発等休業に関する条例 (平成19年沖繩県条例第 号) 第2条の規定により承認を受けて自己啓発等休業をしている職員</p>	<p>(定数外の職員)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数外にあるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条第2項の規定により休職にされた職員</p> <p>(2) 沖繩県職員の分限に関する条例 (昭和47年沖繩県条例第4号) 第2条の規定により休職にされた職員</p> <p>(3) 沖繩県公益法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成13年沖繩県条例第45号) 第2条第1項の規定により派遣された職員 (新設)</p>

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

△自己啓発等休業の関係法令▽

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

第四節の二 休業

（休業の種類）

第二十六条の四 職員の休業は、自己啓発等休業、育児休業及び大学院修学休業とする。

2 育児休業及び大学院修学休業については、別に法律で定めるところによる。

（自己啓発等休業）

第二十六条の五 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条において同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、三年を超えない範囲内において条例で定める期間、大学等課程の履修（大学その他の条例で定める教育施設の履修をいう。第五項において同じ。）又は国際貢献活動（国際協力の促進に資する外国における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして条例で定めるものに参加することをいう。第五項において同じ。）のための休業（以下この条において「自己啓発等休業」という。）をすることを承認することができる。

2 自己啓発等休業をしている職員は、自己啓発等休業を開始した時就いていた職又は自己啓発等休業の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。

3 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

4 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

5 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたことその他条例で定める事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

6 前各項に定めるもののほか、自己啓発等休業に関し必要な事項は、条例で定める。